

公布された条例のあらまし

◇奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務の追加
住民基本台帳法に規定する条例で定める事務について、生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるものを追加することとした。
- 2 施行期日
令和五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

- 第一 奈良県職員定数条例の一部改正関係
 - 1 定数外とすることができる職員
休職にされている職員及び育児休業をしている職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が条例に定める職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができることとした。
 - 2 職員の定数の見直し
令和六年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間における職員の定数に関する規定の適用については、規定中「三、三二一人」とあるのは「三、四六一人」と、「三、六六〇人」とあるのは「三、八〇〇人」とすることとした。
- 第二 県費負担教職員定数条例の一部改正関係
 - 1 定数の改定
職員の定数について、次のとおり改めることとした。
県費負担教職員 七、二六六人 ↓ 七、二三〇人
 - 2 定数外とすることができる職員

休職にされている職員及び育児休業をしている職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が条例に定める職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができることとした。

第三 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

1 定数の改定

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

中学校及び高等学校

一、八五一人 ↓ 一、七九二人

特別支援学校

一、〇二五人 ↓ 一、〇六三人

2 定数外とすることができる職員

休職にされている職員及び育児休業をしている職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が条例に定める職員の定数を超えることとなるときは、当該復帰の日から一年を超えない期間に限り、当該職務に復帰した職員を当該定数の外に置くことができることとした。

第四 奈良県警察職員定数条例の一部改正関係

1 定数外とすることができる職員の追加

復帰の日から一年を超えない期間に限り、定数外とすることができる職員に休職にされている職員及び育児休業をしている職員（警察官を除く。）を追加することとした。

2 職員の定数の見直し

令和六年四月一日から令和十五年三月三十一日までの間における職員の定数に関する規定の適用については、規定中「二、四八一人」とあるのは「二、五六一人」と、「三二〇人」とあるのは「三三五人」と、「二、八〇一人」とあるのは「二、八九六人」とすることとした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第五 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

- (1) 奈良県自治会等連携補助金選定審査会を設置し、奈良県自治会等連携補助金に係る事業についての審査に関する事務を担当させることとした。
- (2) 旧田原本教職員住宅等使用者選定委員会を設置し、旧田原本教職員住宅等使用者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。
- (3) 御所ＩＣ工業団地立地企業選定委員会を設置し、御所ＩＣ工業団地に立地する企業の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を担当させることとした。
- 2 附属機関の廃止
県内文化団体つなぐイベント推進補助金審査委員会を廃止することとした。
- 3 施行期日
令和五年四月一日から施行することとした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名の改正
題名を「知事等の給与の特例に関する条例」に改めることとした。
- 2 特例措置の実施期間
特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。
平成十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで ↓ 平成十五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- 3 特例措置の廃止
一般職の職員に対する特例措置を廃止することとした。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日
令和五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

- 1 使用料及び手数料の額の改定等
次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。
- (1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

- ア 一般旅券の発給手数料の改定
 - イ 一般旅券の査証欄の増補手数料の廃止
 - ウ 豚熱予防液管理手数料の新設
 - エ 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料等の新設等
 - オ 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の改定
 - カ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の改定
 - キ 介護支援専門員実務研修手数料等の改定
- (2) 奈良県行政財産使用料条例の一部改正関係
工作物の設置による行政財産使用の場合に係る使用料の改定
- (3) 奈良県立公園条例の一部改正関係
奈良県立公園における工作物の新築、改築等に係る使用料の改定
- (4) 奈良県労働会館条例の一部改正関係
奈良県労働会館における会議室の使用料の改定
- (5) 奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係
道路占用料の改定等
- (6) 奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係
流水占用料等の改定等
- (7) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係
奈良県立都市公園における占用の許可に係る使用料の額の改定等
- (8) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係
ア 特定自動運行許可手数料の新設
イ 特定自動運行計画変更許可手数料の新設
- 2 施行期日等
- (1) 令和五年四月一日から施行することとした。ただし、1の(1)のア、イ、オ及びカ並びに(2)は、公布の日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

第一 奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正

1 題名の改正

題名を「奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めることとした。

2 目的の改正

この条例の目的を、地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって地域デジタル社会の構築（同条例に規定する地域デジタル社会の構築をいう。3において同じ。）に寄与することとした。

3 基本原則

情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から電磁的記録へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の本県が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、地域デジタル社会の構築に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととした。

ア 手続等並びにこれに関連する県の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。

イ 民間事業者その他の者から県の機関等又は他の行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する行政機関等（県の機関等を除く。）をいう。以下同じ。）に提供された情報については、県の機関等及び他の行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しな

いものとする。

ウ 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手續等（これらの手續等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下ウにおいて同じ。）について、県の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手續等を一括して行うことができるようにすること。

4 電子情報処理組織による申請等

(1) 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手續等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。12を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができることとした。

(2) 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを(1)の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カードをいう。9において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものをもって代えることができることとした。

(3) 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において奈良県収入証紙をもってすることその他の使用料又は手数料の納付の方法が規定されているものを電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料又は手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則で定めるものをもってすることができることとした。

(4) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うこ

とが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、4 (4)を除く。)を適用することとした。

5 電子情報処理組織による処分通知等

(1) 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限ることとした。

(2) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに(1)の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定めるところには、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、5 (2)を除く。)を適用することとした。

6 電磁的記録による縦覧等

縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができることとした。

7 電磁的記録による作成等

作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができることとした。

8 適用除外

次に掲げる手続等については、4から7までの規定は、適用しないこととした。

ア 手続等のうち、対面によらなければ申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを確認できないこと、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの

イ 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの

9 添付書面等の省略

申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととした。

10 手続等における電子情報処理組織を使用する方法の利用促進

県の機関等は、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を実現するため、手続等において電子情報処理組織を使用する方法を標準的な方法とするとともに、手続等における電子情報処理組織を使用する方法の利用を促進するための広報その他の必要な施策を講じなければならないこととした。

11 情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正等

県は、手続等において、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるように、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならないこととし

た。

12 民間事業者と県の機関等との連携等

手続等密接関連業務（手続等に密接に関連し、これと同一の機会に民間手続（契約の申込み又は承諾その他の通知をいい、裁判手続等において行うもの及び申請等又は処分通知等として行うものを除く。以下同じ。）が必要となる業務をいう。）を取り扱う民間事業者は、当該民間手続が情報通信技術を利用する方法により当該手続等と一括して行われるようにするため、当該民間手続を電子情報処理組織（民間事業者の使用に係る電子計算機とその民間手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うとともに、当該手続等に係る県の機関等との連携を確保するよう努めなければならないこととした。

第二 奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正

1 電子情報処理組織による申請等

申請等をする者は、書面等により行うことその他の当該申請等の方法が規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとした。

2 電子情報処理組織による処分通知等

県の機関等は、処分通知等については、書面等により行うことその他の当該処分通知等の方法が規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限ることとした。

3 電磁的記録による縦覧等

県の機関等は、縦覧等（申請等に基づく縦覧等を除く。3において同じ。）については、書面等により縦覧等を行うことが規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行わなければならないこととした。

4 電磁的記録による作成等

県の機関等は、作成等については、書面等により行うことが規定されている他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行わなければならないこととした。

第三 施行期日等

- (1) 令和五年四月一日から施行することとした。ただし、第二は、令和十年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

1 題名の改正

題名を「奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例」に改めることとした。

2 条例で規定する事項の追加

条例で規定する事項に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を追加することとした。

3 県の責務の変更

県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、県が行う事務に関し、個人番号を利用することが地域デジタル社会の構築（地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例に規定する地域デジタル社会の構築をいう。）に資すると認める場合には、国との連携を図りながら、条例で定める事務等を速やかに追加することにより、県民の負担の軽減及び行政運営の効率化を図るものとするものとした。

4 奈良県個人情報保護審議会への諮問

知事又は教育委員会は、法に規定する特定個人情報保護評価に関する事項に

ついて、奈良県個人情報保護に関する法律施行条例に規定する奈良県個人情報保護審議会に意見を聴くものとする」とした。

5 知事が個人番号を利用することができる事務の対象の追加

知事が個人番号を利用することができる事務に、生活保護法の規定に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、非保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるものを追加することとした。

6 施行期日等

(1) 令和五年四月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例の一部を改正する条例

1 定義の変更

処理の定義に関する規定について、食用に供する目的で、ふぐの卵巣、肝臓、胃腸その他の部分であって、それらに含有される有毒物質により人の健康を損なうおそれがあるものとして知事が規則で定めるもの（以下「有毒部分」という。）を完全に除去することとした。

2 ふぐ処理師の免許の取得の要件の変更

他の都道府県、保健所を設置する市又は特別区において、ふぐの処理に関する試験であって、知事が行うふぐ処理師試験（以下「ふぐ処理師試験」という。）と同等以上のものと知事が認めたものに合格して免許を受けている者に対して、ふぐ処理師の免許を与えることとした。

3 ふぐ処理師試験の受験資格

ふぐ処理師試験について、実務経験等の受験資格の要件を廃止することとした。

4 ふぐ処理師の遵守事項

ふぐ処理師が遵守しなければならない事項（以下「遵守事項」という。）に、次に掲げる事項を追加することとした。

ア ふぐの種類を鑑別を的確に行い、体の全てが有毒部分であるふぐ及び種類が不明なふぐを確実に排除すること。

イ 凍結したふぐを使用するときは、次に掲げる事項を遵守すること。

(ア) 急速凍結法（凍結する際におおむね摂氏マイナス一度から摂氏マイナス六度までの間をおおむね四十分以内に通過させる方法をいう。）により凍結したふぐを使用すること。

(イ) 凍結したふぐは、摂氏マイナス十八度以下で保管すること。

(ウ) 解凍は流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちに処理すること。

(エ) 解凍したふぐを再び凍結しないこと。

ウ 有毒部分を的確に識別し、かつ、確実に除去すること。

エ 除去した有毒部分は、施錠できる容器等に入れて施錠し、保管すること。

オ ふぐ処理師の立会いの下に他の者にふぐの処理に従事させるときは、遵守事項を当該他の者が遵守するよう指導及び監督をすること。

5 ふぐ処理師の免許の取消し等

知事は、ふぐ処理師が遵守事項を遵守しなかったときは、免許を取り消し、又は一年以内の期間を定めてふぐの処理の停止を命ずることができることとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、4、5及び6の一部については、令和五年七月一日から施行することとした。

◇奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

1 自動車を運行する場合の所在の確認の新設

(1) 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならないこととした。

(2) 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブ

ザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならないこととした。

2 看護師等を保育士とみなすことができる認定こども園の要件の新設

(1) 認定こども園に置かなければならない職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する保育士について、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができることとした。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととした。

(2) (1)により次の表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、条例の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならないこととした。

(1)	条例の規定により置かなければならない保育士証を有する者	看護師等
-----	-----------------------------	------

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) 令和五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 業務継続計画の策定等の新設

(1) 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を

継続的に実施するため並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。

(2) 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならないこととした。

(3) 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとした。

2 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除
懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。

3 他の学校又は社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準の見直し

幼保連携型認定こども園の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、必要に応じ当該幼保連携型認定こども園の設備及び職員の一部を併せて設置する他の学校又は社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができることとした。

4 看護師等を保育教諭等とみなすことができる幼保連携型認定こども園の要件の新設

(1) 保育教諭等（副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師をいう。以下同じ。）であって、園児の教育及び保育に従事する者について、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は準看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができることとした。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の保育教諭等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととした。

(2) (1)の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教

育課程に基づく教育に従事してはならないこととした。

- (3) 条例の規定により保育教諭等を小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、条例の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならないこととした。
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 施行期日
令和五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 安全計画の策定等の新設
 - (1) 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下1及び2において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。
 - (2) 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。
 - (3) 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないこととした。
 - (4) 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとすることとした。
- 2 自動車を運行する場合の所在の確認の新設
 - (1) 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児

童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができるとし、児童の所在を確認しなければならないこととした。

- (2) 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならないこととした。

- 3 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の見直し
保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、必要に応じて当該保育所の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができるとすることとした。

4 業務継続計画の策定等の新設

- (1) 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。
- (2) 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならないこととした。

- (3) 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする事とした。

- 5 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除
懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。

6 衛生管理等の見直し

児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に

実施するよう努めなければならないこととする。とした。

7 職員配置の基準の見直し

(1) 保育所若しくは家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。(2)において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができることとした。

(2) 保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができることとした。

8 看護師等を保育士とみなすことができる保育所の要件の見直し

保育士の数の算定について、乳児の数が四人未満である保育所においても、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は準看護師（以下「看護師等」という）を、一人に限って、保育士とみなすことができることとした。ただし、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととした。

9 その他所要の規定の整備を行うこととした。

10 施行期日等

- (1) 令和五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数の見直し

保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流さ

せるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができることとした。

2 安全計画の策定等の新設

(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないこととした。

(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする事とした。

3 自動車を運行する場合の所在の確認の新設

(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならないこととした。

(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならないこととした。

- 4 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除
懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。
- 5 基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数の見直し
保育所若しくは家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。6において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができることとした。
- 6 指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数の見直し
保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができることとした。
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 施行期日等
 - (1) 令和五年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 安全計画の策定等の新設
 - (1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。
- (2) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知する

とともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じた安全計画の変更を行うものとする事とした。

2 自動車を運行する場合の所在の確認の新設

指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外の活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び後者の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならないこととした。

3 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除

懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除することとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 令和五年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例

1 対象事業の追加

対象事業に、太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業を追加することとした。

2 施行期日等

(1) 令和五年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県立自然公園条例の一部を改正する条例

1 公園計画

公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする事とした。

2 承継

公園事業者が県及び市町村等以外の者に公園事業の全部を譲渡する場合にお

いて、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継することとした。

3 特別地域

特別地域内において知事の許可を要する行為として、新たに特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるものを追加することとした。

4 利用のための規制

特別地域内において県立自然公園の利用のための規制の対象となる行為及び職員をして行為をやめることを指示させることができる行為として、新たに野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うことを追加することとした。

5 利用の増進のための情報の提供

県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、県立自然公園に関する情報の提供を行うように努めるものとする事とした。

6 罰則

特別地域において知事の許可を要する行為について、当該規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとした。

7 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日

令和五年七月一日から施行することとした。

◇奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 信号機に関する基準の見直し

歩行者用青信号に従って道路を横断することができるものに遠隔操作型小型

車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）を追加することとした。
2 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例

1 前文

良い職場には、良い人材が集まる。そして、良い職場では、良い人材が育ち、いきいきと活躍する。このことが、今後の地域の持続的な発展及び県民生活の向上の根幹となる。

良い人材を育てるには、社会基盤の提供が重要である。このため、本県では、社会の様々な分野で、良い人材を育てる社会基盤の提供に努めてきた。同時に、地域に良い人材が集まり、育ち、いきいきと活躍するには、良い職場が必要不可欠である。健康を基本的な価値とし、包摂性を備え、創造的で生産的な環境の中で、働く人が組織の内部及び外部との交流を円滑に行い、主体的に課題を設定し、楽しく果敢に挑戦できる職場が、今、求められている。

しかしながら、労働力人口の急激な減少、雇用のあり方及び労働に対する意識の変容、科学技術の急速な進展等社会情勢が急速に変化する中で、県や地域の一部の職場では、働く人の健康が損なわれるなど困難な状況に直面したり、社会情勢の変化を捉えた変革を実行する職場文化が十分に醸成されないなど職場及び組織のあり方に課題を抱えている。

このような状況に対処するため、本県において、働く人が、やりがいを持って、健康でいきいきと働くことができる良い職場づくりに取り組むことが喫緊の課題である。その際、まず、県が、県が設立する地方独立行政法人等及び地域の先進的な企業とともに、勤務環境の抜本的な見直しを率先して進めていかなければならない。その上で、地域の企業など様々な組織での取組を促進していく必要がある。

以上を踏まえ、ここに、今後の地域の持続的な発展及び県民生活の向上のための基幹的な施策として、良い職場づくりについて、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、実効性のある取組を総合的かつ計画的に推進するため、こ

の条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、地域において良い人材が集まり、育つための良い職場づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及び県が設立する地方独立行政法人等の役割を明らかにするとともに、県における良い職場づくりの推進等に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、良い人材が集まり、育つ地域社会の実現を図り、もって地域の持続的な発展及び県民生活の向上に資することを目的とするものとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 良い職場づくり 働く人がやりがい（働くことに対する精神的な充足をいう。）を持って、健康で心豊かに活力を持って働くことができる勤務環境の整備並びに組織運営及び人事管理をいう。

イ 県 県のうち教育委員会、公安委員会及び警察を除いたものをいう。

ウ 県が設立する地方独立行政法人等 公立大学法人奈良県立大学、公立大学法人奈良県立医科大学、地方独立行政法人奈良県立病院機構、教育委員会、公安委員会及び警察をいう。

4 基本理念

地域において良い人材が集まり、育つための良い職場づくりの推進は、社会情勢が変化する中で、地域の持続的な発展及び県民生活の向上を実現するためには、良い職場をつくり、良い人材を集め、育てることが不可欠であることに鑑み、次に掲げる組織を整え、良い人材が育成される環境を提供することを基本として、行わなければならないこととした。

ア 健康を基本的な価値とし、創造的で生産性の高い組織

イ 包摂性が高く、多様な人材が活躍でき、組織の内外における交流が円滑に行われ、その促進に取り組む組織

ウ 社会情勢の変化を捉え、主体的に課題を設定した上で、職務上の使命に楽しく、果敢に挑戦できる組織

5 県の責務

県は、地域における良い職場づくりを促進するため、率先して、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県における良い職場づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 県が設立する地方独立行政法人等の役割

県が設立する地方独立行政法人等は、基本理念にのっとり、県の取組も踏まえ、所要の事項を計画等に反映させた上で、良い職場づくりの実現に努めるものとする。こととした。

7 県における基本方針及び基本的施策

県は、県における良い職場づくりの推進に当たっては、次に掲げる基本方針にのっとり、それぞれに定める施策を講ずるものとする。こととした。

ア 健康は、基本的な価値であり、公共性の高い職場であつても職員の健康を損なつてはならないこと。次に掲げる施策

(ア) より客観的な出勤時間等の管理、長時間労働をさせない仕組み及び効果的な休暇の取得をはじめとする健康障害を生じさせない勤務時間の管理に必要な施策

(イ) 精神上的の障害に関する対策（管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）に対する健康管理に係る評価の活用を含む。）をはじめとする健康管理に係る制度の拡充に必要な施策

イ 職員の創造性を促し、生産性を高めること。次に掲げる施策

(ア) 庁舎における柔軟な働き方に資する空間の創出、業務の変革及び職員の創造性並びに組織の内外における交流及び結びつきの促進その他の健康的に楽しく業務ができる勤務環境の整備をはじめとする創造性を促し、生産性を高める環境の整備に必要な施策

(イ) 業務の水準、構造及び手順の見直し並びに業務のデジタル化をはじめとする業務の見直し及び不断の創意工夫に必要な施策

ウ 地域を取り巻く環境変化並びに高度化及び複雑化する行政需要に的確に対応するため、多様な人材が集まり、活躍できるよう包摂性を高めること。次に掲げる施策

(ア) フレックス制（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づく週休日の設置又は勤務時間の割振りを行う。）の拡充をはじめとする多

様な人材の包摂に資する勤務制度の整備に必要な施策

(イ) 多様な人材の採用、登用及び活用に係る制度の構築をはじめとする多様な人材が集まり、活躍できる環境の整備に必要な施策

エ 社会情勢の変化を適時に捉えるため、組織の内外における交流及び結びつきを促進すること 次に掲げる施策

(ア) 組織の外部との人材交流その他の組織の外部の人材の積極的な活用をはじめとする組織の外部の有為な人材及び組織との交流及び連携に資する制度の整備に必要な施策

(イ) 業務を行う環境のデジタル化をはじめとする組織の外部と知恵及び情報を円滑に交換できる環境の整備に必要な施策

(ウ) 職員間の情報の共有及び意思疎通を活性化する空間の創出をはじめとする部局間及び職員間の円滑な交流及び結びつきを促す環境の整備に必要な施策

オ 職員一人一人が社会情勢の変化を捉え、県民の利益に資するものとなるよう主体的に意欲的な課題を設定できるとともに、このようなあり方が組織として促されること 次に掲げる施策

(ア) 社会情勢の変化を捉えた主体的な職務遂行の促進に資する人事及び業務の管理をはじめとする職員が主体的に課題を設定できるために必要な施策

(イ) 管理職員に求められる能力の評価基準の明確化及びその客観的な運用をはじめとする基本理念及び基本方針の実現に資する人材による組織運営体制に必要な施策

カ 職員が職務上の使命に、楽しく、失敗を恐れず果断に挑戦できること次に掲げる施策

(ア) 職員の海外派遣研修、民間派遣研修その他の実践的かつ効果的な研修の実施をはじめとする意欲的に職員一人一人の使命に挑戦する人材の育成に必要な施策

(イ) 重疊的でなく合理的な意思決定の実行をはじめとする基本理念及び基本方針を踏まえた意思決定のあり方を整えるために必要な施策

県は、啓発活動その他の活動を通じて、良い職場づくりの重要性について事業者の理解を深めるよう努めるものとする事とした。

9 関連する施策との連携

県は、地域における良い職場づくりの推進に関する施策を実施するに当たっては、雇用に関する施策、経済産業振興に関する施策及びデジタル社会の形成に関する施策との連携を図るものとする事とした。

10 基本計画の策定

(1) 知事は、県における良い職場づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととした。

(2) 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならないこととした。

(3) (2)は、基本計画の変更について準用することとした。

11 実施状況の公表

知事は、毎年度一回、基本計画に基づき県が講じた施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする事とした。

12 財政上の措置等

県は、基本理念に基づき県における良い職場づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上、人事上及び組織上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

13 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例

1 前文

近年、急速な人口減少と少子高齢化が進展する中で、提供されるサービス、政策や制度等に個人が合わせるといふ、人口が増大していた時代のモデルが限界を迎えている。また、価値観や困りごとの多様化、地域コミュニティ等が担った公共的な機能の衰退等により、国が決めた画一的な施策を地域に展開する

モデルは機能しなくなっている。

奈良県でも、人口減少と少子高齢化の進展は著しく、産業、教育、福祉、医療、交通等の多くの分野で課題を抱えている。特に、県の南部、東部等の地域での若年層の流出等が顕著になっている。

こうした社会変化に対応するためには、地域の住民や事業者等による、共助の精神の下での他者を思いやる活動を促進することや、価値観や個人が抱える課題が多様化する中で、一人一人に寄り添った、きめ細かで、包括的なサービスを提供すること、様々な関係者が相互に連携し、協働するネットワークを構築することなどにより、県民生活の向上と地域の持続的な発展を実現する新しい地域の発展モデルが必要である。

また、行政及び住民並びに事業者において、物理的な距離、組織や地域を越えて、社会変化を適時に認知し、意識して行動することが、社会変化の進展に対応した新しい地域の発展モデルを実現するためには重要である。

こうした取組において、デジタルの活用は必須である。デジタルは、時間や場所を越えてつながれる、人手をかけずに自動で大量に処理できる、情報を統計処理に活用できる、情報に基づくきめ細かな対応ができるといった特性を持つ。デジタルによるできる化を通じて、その強みを発揮させることが、新しい地域の発展モデルの推進に必要不可欠である。

同時に、デジタル技術の地域社会への浸透により、地域社会や住民の生活等に様々な影響や課題が生じる。社会経済活動にデジタル技術が活用されるのに伴い、住民や事業者の行政に対する要求が高度化する。また、デジタル技術の進展により、機械と人が担う領域が変化する。さらに、デジタル技術が地域社会に浸透する際、地理的、身体的、経済的な制約によりその恩恵を十分に享受することが困難な住民等が生じるおそれがある。こうした影響や課題に的確に対応することが健全で活力ある地域社会の形成に必要な不可欠である。

こうしたことを踏まえると、市町村、準公共分野の団体、住民、事業者等と連携し、デジタルの特性や強みを生かして、新しい地域の発展モデルを推進すると同時に、デジタル技術の地域社会への浸透に伴う影響や課題に的確に対応することをビジョンとする地域デジタル社会を構築することで、県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を目指す必要がある。

ここに、地域デジタル社会の構築に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、地域デジタル社会の構築の取組を総合的かつ計画的に推進するためこの条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、地域デジタル社会の構築に関し、基本理念及び基本原則を定め、県の責務並びに事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、地域デジタル社会の構築に関する基本的施策を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展に資することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 地域デジタル社会の構築 4のアからウまでに掲げる事項を理念とするデジタル化された地域社会を構築することをいう。

イ デジタル技術 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術をいう。

ウ デジタル化 デジタル技術を活用すること又は活用している状態をいう。

エ デジタル人材 デジタル化に関する専門的な知識、技術を有する人材をいう。

オ クラウド化 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術を活用することをいう。

カ 準公共分野の団体 医療、福祉、教育、金融その他の分野で地域において公共的な役割を担う団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

キ 事業者 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体又は個人をいう。

4 地域デジタル社会の構築

県は、次に掲げる事項を旨として地域デジタル社会の構築を推進し、もって県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を目指すこととした。

ア 人口減少及び少子高齢化の進展、県民の価値観及び困りごとの多様化、公共的な精神の衰退及び機能不全並びに問題の先進国化その他の社会変化に的確に対応するため、デジタル技術の特性及び強みを生かし、新しい地域の発展モデルを推進すること。

イ デジタル化を通じて、組織及び地域を越えた情報流通や知的交流の促進等を図り、もって組織や地域を越えた外部の動きに対する適時な認識及び社会変化を踏まえた行動を促すこと。

ウ デジタル技術の地域社会への浸透に伴って生じる要求の高度化、人が担う領域の変化、情報格差の発生その他の影響や課題に対して必要となる対策を的確に行うこと。

5 基本理念

地域デジタル社会の構築に向けた取組は、県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図るためにはデジタル技術の強みを生かして新しい地域の発展モデルを推進すること及びデジタル技術の地域社会への浸透に伴って生じる影響や課題に的確に対応することが必要不可欠であることに鑑み、県民の願い及び地域の課題解決を出発点として、6の基本原則に基づき、官民が緊密に連携及び協働して、行政及び家庭並びに経済のデジタル化、デジタル化による地域の社会課題の解決、デジタル技術の地域社会への浸透を踏まえた施策の実施、地域におけるデジタル人材の育成等を推進することを旨として、行わなければならないこととした。

6 基本原則

(1) 県及び準公共分野の団体は、地域デジタル社会の構築に関する施策等を実施する場合には、別表の上欄に掲げる基本原則に基づき実施することとし、その内容は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすることとした。

(2) 県は、市町村が実施する地域デジタル社会の構築に関する施策について、(1)に規定する基本原則に基づき技術的な助言を行うものとする事とした。

7 県の責務

(1) 県は、5の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村準公共分野の団体及び事業者と連携及び協働し、地域デジタル社会の構築に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

(2) 県は、(1)の施策を実施するに当たっては、業務の水準、内容及び手続の見直しを行い、デジタル化が最大の効果を上げるよう努めるものとする事とした。

(3) 県は、全ての行政分野において、電子的方法を行政手続の標準的な方法とし、そのための所要の制度整備及び広報周知を行うこととした。

8 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、デジタル化が事業の生産性の向上等に必要不可欠であることに鑑み、県、市町村、準公共分野の団体及び他の事業者その他事業を行う団体又は個人と連携及び協働し、デジタル技術に関する理解の増進、デジタル化による経営等の変革及びデジタル化された行政手続の積極的な利用に取り組むよう努めるものとする事とした。

9 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、地域デジタル社会の構築に主体的に参加しつつ、その恩恵を享受することが幸福な生活の実現に必要な不可欠であることに鑑み、デジタル技術に関する理解の増進、デジタル化された社会経済活動及びデジタル化された行政手続の積極的な利用に努めるものとする事とした。

10 行政のデジタル化の推進

県は、行政のデジタル化を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする事とした。

ア 行政手続のデジタル化

イ 情報発信のデジタル化

ウ 業務のあり方の見直しを前提としたデジタル化による変革の推進

エ 情報連携の基盤の構築及び運用による行政サービスの変革

オ データの活用等に基づく県事業の実施

カ その他の行政のデジタル化を推進するために必要な施策

11 家庭のデジタル化の推進

県は、家庭のデジタル化を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする事とした。

ア 健康、医療、救急及び防災分野のデジタル化の推進

イ 県立系病院（公立大学法人奈良県立医科大学、地方独立行政法人奈良県

立病院機構、南和広域医療企業団が運営する病院をいう。)の情報システムの開発又は更新時におけるクラウド化及び共同化

ウ デジタル化による包括的な家庭及び子育てに係る支援

エ デジタル化による高齢者の困りごとの解決

オ その他の家庭のデジタル化を推進するために必要な施策

12 経済のデジタル化の推進

県は、経済のデジタル化を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

ア 事業者のデジタル化の支援

イ 行政の補助金や給付金及び許認可等のデジタル化

ウ オンラインを活用したりカレント教育（学び直しのための教育をいう。

）の推進による良質な就労機会の拡大

エ 建設業、林業及び農業分野の生産性の向上

オ その他の経済のデジタル化を推進するために必要な施策

13 地域社会のデジタル化の推進

県は、地域社会のデジタル化を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

ア 県の南部、東部等の地域におけるデジタル化

イ 観光、文化及び食と農に係る地域の魅力の発信と地域交流の促進等のためのデジタル化

ウ 県民における情報格差の解消

エ 県民のデータその他客観的かつ数理的な情報に基づく思考及び行動の促進

オ その他の地域社会のデジタル化を推進するために必要な施策

14 社会経済のデジタル化を踏まえた基本的施策の策定等

県は、社会経済のデジタル化に的確に対応し、デジタル化による新しい地域の発展モデルを推進するため、教育その他行政全般の分野において、制度及び基本的施策の策定又は見直しを行おうとする場合には、地域デジタル社会の構築との関係及び地域デジタル社会の構築を推進するための措置等を明確化するものとする。

15 庁内の業務環境の変革

県は、地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例に規定する基本理念及び基本的施策を推進するとともに、庁内の業務環境の変革を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。こととした。

ア 業務で用いるネットワーク環境をインターネットに直接接続できる環境への令和七年度中の転換及び以降の継続運用によるインターネットとの接続環境を活用した業務の変革並びに県庁の内外におけるコミュニケーション手段の変革

イ 庁内の情報セキュリティ対策の推進

ウ その他のデジタル化による庁内の業務環境の変革を推進するために必要な施策

16 地域におけるデジタル人材の育成と活用

県は、地域におけるデジタル人材の育成と活用のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。こととした。

ア 地域におけるデジタル人材の育成と良質な就労機会の拡大

イ 県及び市町村の職員のデジタル化に関する知識及び能力の向上

ウ その他の地域におけるデジタル人材の育成と活用のために必要な施策

17 市町村との連携及び協働

県は、デジタル分野における県及び市町村間の連携と情報システムの共同利用により、市町村の人員又は財政的負担の適正化を図りつつ、市町村における住民等の利便性向上と業務の効率化を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。こととした。

ア 県が構築し、運用する情報連携の基盤の市町村への展開と連携支援

イ 県及び市町村が加入する協議会等を活用した情報システムの共同構築及び運用

ウ 市町村のデジタル化に関する事業に係る情報の提供、助言による支援

18 民間の人材の活用とネットワーク形成

県は、官民の組織や地域を越えた情報連携及び交流の促進に係る措置として、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。こととした。

ア 民間の人材の活用や民間団体とのネットワークの形成及び県の施策との連携

イ 最新かつ高度な専門知識や業務経験を有する外部人材の積極的な登用及び活用

19 奈良デジタル戦略の策定と県の推進体制

(1) 県は、10から15までの施策の総合的かつ戦略的な推進を図るための計画（以下「奈良デジタル戦略」という。）を定め、横断的かつ迅速に事業を推進しなければならないこととした。

(2) 県は、奈良デジタル戦略を横断的かつ迅速に推進するため、知事をその長とし、部局長等を構成員とする会議を設置し、毎年、その進捗状況について当該会議に報告し、公表しなければならないこととした。

(3) 県は、地域デジタル社会の構築に関する施策を推進するための庁内における中心のかつ総合的な組織及び各部局において必要となる体制を構築して、全庁的に連携及び協働して取組を推進しなければならないこととした。

20 財政上の措置等

(1) 県は、基本理念に基づき、地域デジタル社会の構築に関する施策を推進する観点から、財政上、人事上及び組織上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

(2) 県は、毎年度における予算、組織及び定員に関する調整を行う場合には、当該調整に係る措置を講じようとする所属における地域デジタル社会の構築に係る取組の状況を勘案しなければならないこととした。

21 基本原則の内容

次の表の上欄に掲げる基本原則の内容は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすることとした。

デジタルIDの普及・利活用	サービスや情報システムの整備・運用には、個人番号カード又は法人ID（行政手続等において手続を行う法人を認証するための仕組みをいう。）を積極的に活用し、県民等の利用者が本人であることを適切に確認し、官民をまたがる関係者間の円滑な情報

	住民目線の仕組み	モバイル接点	情報連携とシステムの共同化	クラウド・バイ・デフォルト	県・市町村・準公共分野・民間の連
<p>連携により必要なデータ確認の簡略化・迅速化を図ること。</p>	<p>デジタル化したサービス、事業及び手続等は、それらを提供する行政機関等の事情ではなく、サービス等の受け手である利用者の視点に立って、行政間で別々に担っている県民生活に関わる様々なサービスを、一括で手続を行い、関連するものも同時に処理ができるようにすることなど、利用者の利便性を第一に考えた仕組みとすること。</p>	<p>デジタル化したサービスを提供する仕組みは、操作性や視認性に優れ、必要な情報が素早く入手可能となるよう利用者の立場を常に意識して、日常生活で使い慣れ、使い勝手の良いものであり、時間や場所を問わず利用できる携帯電話端末等を介して利用できるようにすること。</p>	<p>情報システムの導入・開発・更新やデジタル化した事務の実施等にあたっては、民間事業者も含め、データの標準化や情報システム間の互換性の確保を図るとともに、組織を越えた情報システムの共同化を図ること。</p>	<p>情報システムの導入・開発・更新やデジタル化した事務の実施等にあたっては、クラウド化を推進すること。</p>	<p>地域の課題解決や県民及び事業者の利便性向上等には、県、市町村や準公共分野の団体、事業者の連携</p>

携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・協働が不可欠であることに鑑み、これを推進すること。
情報セキュリティ ・個人情報保護の 確保	個人情報を含めた行政や関係機関が保有するデータの漏えいを防止し、情報システムが正常に稼働し、行政サービスの提供に支障が生じないようにするため、適切な情報セキュリティ対策を講ずるとともに、関係機関が連携してセキュリティ事故発生時の対応にあたる体制を整備すること。また、情報システム的设计及び運用業務において、個人情報の保護に関する法令や県の条例等を遵守すること。
情報格差対策	住んでいる地域や世代等にかかわらず、デジタル技術の進展の成果を享受できるように、高度情報通信ネットワークの整備を推進するとともに、県民及び事業者におけるデジタル技術やその活用についての理解増進等に積極的に取り組むこと。

22 施行期日等

- (1) 令和五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過措置を置くこととした。

◇誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する条例
1 前文

スポーツは、健康を増進させるとともに、生きがい、人生の充実感、社会の幸福、勇気、感動を与えるものである。スポーツを通じて、克己心と実践的な思考力や判断力を培うとともに、礼節を学び、尊敬の念をもって仲間やライバルと交流し、生涯にわたる絆を育むことは、人生における素晴らしい経験となる。

近年の情報化社会の進展及び労働形態の変化は、生活環境を快適で便利なもの

のにした一方、運動不足やストレスの増加による健康の危機と、人々や地域の交流の希薄化をもたらした。さらに、少子高齢化の進展と相まって、人々の健康についての関心はより一層高まっている。一方で、学校の部活動やスポーツクラブなどの特定の集団に属していなければ、スポーツを始めるきっかけに恵まれないという課題もある。

このような状況に対処するためには、市町村、スポーツ団体及び事業者と連携し、誰もが簡単に、気軽にかつ身近にスポーツに親しみ、県民がスポーツの持つ価値や効果を広く享受できるような地域づくりに取り組まなければならない。

ここに、誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる地域づくりの推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もってスポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会を実現するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、全ての県民が、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる地域づくりの推進（以下「スポーツに親しむことができる地域づくりの推進」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務並びにスポーツ団体、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、スポーツを通じて人と人及び地域と地域がつながる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア スポーツ 心身の健全な発展、健康及び体力の保持増進又は精神的な充足の獲得のために個人又は集団で行われる運動その他の運動（余暇活動として行われる身体活動その他の軽度の身体活動を含む。）をいう。

イ スポーツ活動 スポーツを行い、又は観覧することをいう。

ウ スポーツ団体 県内でスポーツの振興のための活動を行うことを主たる目的とする団体（スポーツチームを含む。）をいう。

エ 事業者 県内でスポーツに関するサービスの提供その他のスポーツに係る事業を営む個人又は法人その他の団体（スポーツ団体を除く。）をいう。
オ スポーツ選手 競技会に出場することを目的としてスポーツを行う者をいう。

4 基本理念

スポーツに親しむことができる地域づくりの推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととした。

ア 全ての県民が生涯にわたり自発的かつ継続的にスポーツを楽しむことにより、心身の健康及び体力の向上を通じて健康な生活及び長寿を享受すること。

イ 遊びを通じて子どもの豊かな心、身体及び思考力を育むこと。

ウ 県民に夢や希望を与えるスポーツ選手が活躍できるよう支援すること。

エ 全ての県民が安全に安心してスポーツに親しむことができるような環境を整備すること。

オ 地域の活性化に資するよう、世代間及び地域間の交流並びに国際交流を図ること。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民が様々な場所で各々の目的に応じたスポーツ活動を選択できるよう、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 市町村、スポーツ団体及び事業者との連携及び協力

県は、スポーツに親しむことができる地域づくりの推進に関する施策を実施するに当たっては、市町村、スポーツ団体及び事業者との適切な役割分担を踏まえて、これらと連携し、及び協力するものとするものとした。

7 スポーツ団体の役割

スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの普及及び競技水準の向上に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとした。

8 事業者及び県民の役割

事業者及び県民は、基本理念にのっとり、県が実施するスポーツに親しむこ

とができる地域づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする
こととした。

9 県民参加の推進

県は、県民のスポーツへの参加を促進するため、県民のスポーツに対する興味、関心及び理解を深める施策、スポーツへの意欲を高める施策その他の必要な施策を講ずるものとした。

10 子どものスポーツの推進

県は、子どもの心身の健全な発達並びに体力及び運動能力の向上を図るため、幼児期からの遊びを通じた運動の習慣化の支援、子どもがスポーツに参加する機会の提供及びそのための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとした。

11 生涯スポーツの推進

県は、全ての県民が生涯にわたって、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、自らの関心、目的、体力、技術、健康状態等に応じて、身近にスポーツに親しみ、かつ、スポーツを楽しむことができるよう、スポーツに参加できる機会の提供及びそのための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとした。

12 障害者スポーツの推進

県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じたスポーツを行う機会の提供並びにそのための環境の整備、障害者のスポーツへの参加を支援する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとした。

13 スポーツを行う者の支援

(1) 県は、全ての県民がスポーツに興味又は関心を持ち、身近にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツを行う機会の提供、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとした。

(2) 県は、県内のスポーツ選手がスポーツの競技会においてその能力を最大限に発揮することができるよう、スポーツ選手のための環境の整備、生理学、心理学その他のスポーツに関する医学的及び科学的知見の活用促進並びにスポーツにおける不正行為の防止その他の必要な施策を講ずるよう努めるも

のとする事とした。

- (3) 県は、競技水準の向上を図るため、県内のスポーツ選手の計画的な育成に関する施策を講ずるものとする事とした。

14 スポーツ観覧の機会の提供

県は、スポーツを通じた県民の一体感及び活力の醸成を図るため、県内のスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチームが出場する競技大会の観覧の機会の提供、県内で開催されるスポーツに関する行事の周知その他のスポーツを観覧する機会の創出に関する施策を講ずるものとする事とした。

15 スポーツを支える者の育成

- (1) 県は、競技としてのスポーツ、余暇活動としてのスポーツその他のあらゆるスポーツについて、県民の目的に応じることが出来る指導者の育成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

- (2) 県は、スポーツ活動の支援への県民の参画を促進するため、スポーツ活動に係るボランティアに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

16 スポーツにおける人権侵害の防止

県は、体罰、暴力、暴言その他のスポーツにおけるあらゆる人権侵害を防止するために必要となる施策を講ずるものとする事とした。

17 拠点の整備等

- (1) 県は、県民が身近にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ活動の拠点の整備その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

- (2) 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が有する学校、公園及びスポーツ施設を有効に活用することが出来るよう必要な施策を講ずるものとする事とした。

18 情報発信

- (1) 県は、県民が様々なスポーツ活動又は当該活動の支援に参画できるように、県内のスポーツ団体、スポーツ施設等におけるスポーツ活動又は当該活動の支援に関する情報の発信を行うものとする事とした。

- (2) 県は、豊かな自然環境、観光資源その他の地域の特性を生かしたスポーツ活動の推進を図るため、当該スポーツ活動に関する情報の発信を行うものと

することとした。

19 地域交流の促進

県は、スポーツ活動又は当該活動の支援を通じて世代間及び地域間の交流並びに国際交流の促進を図るため、当該地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体への支援、プロスポーツの活用、スポーツ活動又は当該活動の支援による交流人口の拡大その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

20 地域経済の活性化

県は、スポーツ産業の振興をはじめとする地域経済の活性化を図るため、事業者への情報提供その他の必要な施策を講ずるものとするものとした。

21 推進計画

(1) 県は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに親しめる地域づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「スポーツ推進計画」という。）を策定しなければならないものとした。

(2) 県は、スポーツ推進計画を定めるに当たっては、奈良県スポーツ推進審議会に意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするものとした。

(3) 県は、スポーツ推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとするものとした。

(4) (2)及び(3)は、スポーツ推進計画の変更について準用することとした。

22 財政上の措置

県は、スポーツに親しめる地域づくりの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするものとした。

23 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県高齢者が社会参加し、いきいきと活動することを促進して活力ある長寿社会の実現を図る条例

1 前文

人生百年時代を目の前に迎え、高齢者一人一人が健康長寿を享受し、心豊かで満たされた人生を送ることができるとともに、重要な行政課

題である。

この課題を見据えたとき、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、いきいきと活動することができる環境を整備するとともに、高齢者の主体的かつ自発的な参加及び活動を促進することは、一人の加齢に伴う心身の活力低下の予防及び介護予防に資することはもとより生きがいと充実感をもたらし、生活と人生を豊かにし、さらに、高齢者が地域社会の担い手として活躍することにつながり、地域社会の活力の維持及び向上のため、極めて重要である。

高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、いきいきと活動することを促進するためには、就労しやすい環境づくり、ボランティアや非営利活動など地域活動に参加することができる環境づくり、生涯学習や社会教育など高齢者が学びやすい環境づくり、高齢者が文化活動やスポーツ活動に親しむことができる環境づくり、その他高齢者の社会参加やいきいきと活動することにつながる対策等を、国、市町村、事業者、県民及び関係団体等と連携、協力し、総合的かつ計画的に推進していかなくてはならない。

ここに、県民が健康長寿を享受し、心豊かで満たされた人生を送ることができる社会の実現を図り、もって地域社会の活力の維持及び向上、ひいては活力ある長寿社会の実現を目指し、高齢者が、地域社会で、孤立することなく人とつながり、社会参加し、いきいきと活動することができる環境の整備とともに、主体的かつ自発的な参加及び活動の促進等に関し、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することの促進に関して、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、その促進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民が健康で自立して長く生きることが享受し、心豊かで満たされた人生を送ることができるとともに、社会の実現を図り、もって地域社会の活力の維持及び向上並びに活力ある長寿社会の実現に資することを目的とする

こととした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 高齢者の社会参加等の環境づくり等 高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することができ、環境の整備並びに高齢者の主体的かつ自発的な社会参加及び活動を促進する取組をいう。

イ 関係団体等 福祉、教育、文化、スポーツ及びその他の多様な分野において活動する団体又は個人並びに自治会、老人クラブその他地域において高齢者の社会参加等の環境づくり等に寄与する活動を行う団体又は個人をいう。

4 基本理念

高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することを促進する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないこととした。

ア 高齢者の社会参加等の環境づくり等は、一人一人の加齢に伴う心身の活力の低下の予防及び介護予防に資することはもとより、生きがいと充実感をもたらし、生活と人生を豊かにし、さらに、高齢者が地域社会の担い手として活躍することにつながり、地域社会の活力の維持及び向上のため、極めて重要であるとの認識の下、推進すること。

イ 高齢者の社会参加等の環境づくり等に関しては、市町村、事業者、関係団体等と連携及び協力して推進することが重要であること。

ウ 高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進に当たっては、個人の心身等の状況や自主性が十分に尊重されること。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、高齢者一人一人の適性や生活様式等に応じた働き方を実現することができるよう、職場環境の整備及び就労の促進並びにこれらを推進する人材の育成に努めるものとした。

7 関係団体等の役割

関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村と連携して高齢者の社会参加等の環境づくり等に努めるものとした。

8 県民の役割

(1) 県民は、基本理念にのっとり、加齢に伴う心身の活力の低下の予防及び介護予防の重要性並びに生涯にわたり、地域社会において、孤立することなく人とながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することの重要性について理解を深め、自らこれらに取り組むよう努めるものとした。

(2) 県民は、基本理念にのっとり、高齢者の社会参加等の環境づくり等の重要性について理解を深め、県、市町村及び関係団体等が行う高齢者の社会参加等の環境づくり等に協力するよう努めるものとした。

9 高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進

県は、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とながり、主体的かつ自発的に、社会参加し、心豊かに、活発に活動することができるよう、高齢者に対し次に掲げる活動に係る機会の提供その他の高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進に必要な施策を講ずるものとした。

ア 就労の継続、再就職又は起業等

イ ボランティア活動、自治会に係る活動その他の高齢者が地域において行う活動

ウ 生涯学習、社会教育その他の高齢者の学習に係る活動

エ 文化活動、スポーツ活動その他の高齢者が親しむことのできる活動

オ その他高齢者の社会参加等を促す活動

10 啓発等

県は、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とながり、主体的かつ自発的に、社会参加し、心豊かに、活発に活動することを効果的に促進するため、県民、事業者及び関係団体等に対し、それぞれの役割について、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとした。

11 人材等の育成

県は、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進を図るため、地域における人材及び関係団体等の育成その他の必要な施策を講ずるものとした。

12 国、市町村及び関係団体等との連携及び協力等

県は、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び関係団体等と連携し、及び協力するものとするものとした。

13 財政上の措置

県は、基本理念に基づき、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。

14 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例

1 前文

奈良県では、日本一福祉の進んだ地域を目指し、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例において、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るため、包括的な支援体制の整備を促進することとしている。

こうした中、障害のある人が抱える困りごとは、障害の特性や生活環境により異なる上に、ライフステージが移行していく中で様々に変化するため、卒業から就職への移行などのつなぎ目で支援が途切れることがあり、再び必要な支援につなげることが難しくなるといった課題がある。

また、障害があるにも関わらず、そのことを本人や身近な人々が気づかないまま生きづらさを抱える人が存在するといった課題や、障害のある人の親亡き後の生活に対する家族等の不安などの課題もある。

このような現状を踏まえ、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例における包括的な支援体制を基本として、障害のあ

る人やその家族等に生涯にわたって寄り添い、支援できる体制を充実させること、及び地域における障害のある人に関する理解の促進、生活支援の充実、生活環境の充実等の各分野における障害福祉施策を推進することにより、障害のある人が、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かな人生を歩むことができる共生社会の実現を目指すものである。

ここに、障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、障害福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、障害のある人及びその家族等を支援する障害福祉の推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携及び協力について明らかにするとともに、障害福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

イ 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

ウ 家族等 障害のある人の家族及び障害のある人の生活を主として支える者をいう。

エ 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び障害福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。

4 基本理念

障害福祉の推進は、障害のある人及びその家族等が抱える課題が、障害の特性及び生活環境等により様々に異なること、ライフステージ（就学、就労その他の個人を取り巻く環境に応じて変化するそれぞれの人生の段階をいう。）に応じて変化していくことに鑑み、次に掲げる事項を基本として行わなければならないこととした。

ア 障害のある人及びその家族等に対し、生涯にわたって、つながり続けながら、必要な支援を途切れさせないこと。

イ 県、市町村及び関係機関等が緊密な連携の下、障害のある人及びその家族等に対し、その抱える課題を包括的に把握して支えること。

ウ 障害のある人が、自らの意思に基づき、希望する生活を選択し、地域社会の一員として他の人々と関わり合いながら、生涯にわたって安心して幸せに暮らすことができるよう、障害のある人及びその家族等を支えること。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村及び関係機関等と連携し、障害福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 市町村及び関係機関等との連携及び協力

(1) 県は、市町村及び関係機関等が障害福祉に関し重要な役割を有していることに鑑み、障害福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとした。

(2) 県は、障害福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとした。

7 県民及び事業者の役割

県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人が希望する地域生活の実現について関心と理解を深め、県、市町村及び関係機関等が実施する障害福祉の推進に協力するよう努めるものとした。

8 包括的かつ継続的な支援体制の充実

(1) 県は、障害のある人及びその家族等が抱える課題の解決を図るため、障害のある人及びその家族等に対し、生涯にわたってつながり続け、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとした。

(2) 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、障害のある人及びその家族等の地域生活における支援の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとした。

(3) 県は、障害のある人及びその家族等に対する支援を包括的かつ継続的に行う人材を育成するため、研修の実施、助言その他の必要な施策を講ずるものとした。

9 障害及び障害のある人に関する理解の促進

県は、障害のある人が、地域社会の一員として他の人々と関わり合いながら、希望する地域生活を送ることができるよう、障害及び障害のある人について、県民及び事業者の関心と理解を深めるための知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとした。

10 生活支援の充実

県は、障害のある人が自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実その他の必要な施策を講ずるものとした。

11 生活環境の充実

(1) 県は、障害のある人が自らの選択に基づき、希望する住居で生活することができるよう、住宅環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとした。

(2) 県は、障害のある人が地域において生活上の不便を受けないよう、移動手段の確保、障害のある人が円滑に利用できるように施設の構造及び設備の整備等の計画的推進その他の必要な施策を講ずるものとした。

(3) 県は、障害のある人が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ

て、防災及び防犯その他の必要な施策を講ずるものとした。

12 保健医療の充実

- (1) 県は、障害のある人が地域において安心して生活することができるよう、医療提供体制の確保その他の必要な施策を講ずるものとした。
- (2) 県は、障害を早期に発見し、早期に治療又は療育を受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとした。

13 教育の充実

県は、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育（障害のある人となない人がともに学ぶ仕組みをいう。）の推進その他の必要な施策を講ずるものとした。

14 就労の促進

(1) 県は、障害のある人が希望と適性に応じて職業を選択し、自らの能力を發揮して、安心して働き続けることができるよう、就労の機会の創出、職場への定着の支援その他の必要な施策を講ずるものとした。

(2) 県は、障害者就労施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく就労継続支援その他の就労関係の事業を実施する施設をいう。）において、就労する障害のある人の地域生活を支えるため、当該施設からの物品及び役務の調達の推進その他工賃の水準を高めるための施策を講ずるものとした。

15 社会参加の促進

(1) 県は、障害のある人が地域においてスポーツ活動、文化活動、余暇活動等を充実させることができるよう、社会参加の機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとした。

(2) 県は、障害のある人が情報の取得、意思の表示及び意思の疎通を円滑に行うことができるよう、障害のある人となない人の意思疎通の支援を行う者の確保その他の必要な施策を講ずるものとした。

16 障害福祉関連施設の活用の促進

県は、奈良県障害者総合支援センターその他の障害福祉に関連する県の施設を8から15までの施策を推進する拠点として活用し、効果的な運営を図るもの

とすることとした。

17 奈良県障害者計画に定める事項

(1) 知事は、この条例の趣旨を踏まえ、障害者計画（障害者基本法により規定する都道府県障害者計画、障害者総合支援法により規定する都道府県障害福祉計画及び児童福祉法により規定する都道府県障害児福祉計画をいう。）において、8から15までの施策に関する事項であつて、当該計画に必要な事項を定めるものとするものとした。

(2) 知事は、障害者計画を定めるときは、これを公表しなければならないこととした。

(3) (2)は、障害者計画の変更に準用することとした。

18 実施状況の公表

知事は、毎年度一回、障害者計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとするものとした。

19 財政上の措置

県は、基本理念に基づき障害福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとするものとした。

20 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例

1 目的

この条例は、太陽光発電施設が自然環境、生活環境その他の環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電施設と地域環境が調和するよう、その設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図り、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とするものとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（これ

らの設備が建築基準法に規定する建築物に設置されるものである場合を除く。）をいう。

イ 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為に伴う木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。

ウ 施設区域 太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいう。

エ 地域住民等 施設区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者その他規則で定める者をいう。

3 県の責務

県は、1の目的に従い、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとした。

4 設置者の責務

(1) 太陽光発電施設の設置をしようとする者又はした者（以下「設置者」と総称する。）は、太陽光発電施設の設置並びに太陽光発電施設の維持管理、保守点検及び撤去（以下「維持管理等」と総称する。）に係る関係法令等を遵守するとともに、太陽光発電施設の設置及び維持管理等を行うに当たっては、生活環境に係る被害を防止し、環境の保全を図るために必要な措置を講ずる責務を有することとした。

(2) 太陽光発電施設の設置をしようとする者は、太陽光発電施設の設置を行うに当たり、太陽光発電施設に対する地域住民等の理解を得るよう努めなければならないこととした。

5 大規模太陽光発電施設の設置の許可

施設区域の面積が五千平方メートルを超える太陽光発電施設の設置（土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）をしようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないこととした。

6 設置規制区域内の太陽光発電施設の設置の許可

次に掲げる区域において太陽光発電施設の設置（オに掲げる区域にあつては、土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）をしようとする者（5の者を除く。）は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障の発生がないと

認められる場合として規則で定める場合は、この限りでないこととした。

ア 森林法の地域森林計画の対象となっている民有林の区域

イ 地すべり等防止法の地すべり防止区域

ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の土砂災害特別警戒区域

オ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域

カ 奈良県砂防指定地管理条例に規定する砂防指定地の区域

7 設置許可の申請

5又は6の許可（以下「設置許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図面等を添付して、知事に提出しなければならないこととした。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 太陽光発電施設の設置の場所

ウ 設置区域の位置及び面積

エ 太陽光発電施設の出力

オ 太陽光発電施設に係る事業の内容及び当該事業の実施の予定の期間

カ 太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する計画（以下「設置等計画」という。）に関する事項

キ 太陽光発電施設の構造に関する事項

ク 8の環境に及ぼす影響についての調査等に関する事項

ケ 9の地域住民等への説明等の状況に関する事項

コ その他規則で定める事項

8 環境に及ぼす影響についての調査等

(1) 5の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が環境に及ぼす影響について、規則で定めるところにより、環境の構成要素に係る項目ごとに調査等を行わなければならないこととした。

(2) 5の許可を申請しようとする者は、(1)の調査等の結果に基づいて、生活環

境に係る被害の防止及び環境の保全のために適正な配慮をしなければならないこととした。

9 地域住民等への説明等

(1) 5の許可を申請しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、設置等計画を公表するとともに、地域住民等に対し、当該申請に係る太陽光発電施設の設置に関する説明会を開催し、当該説明会の開催後に、その実施状況の概要を作成し、速やかに公表しなければならないこととした。

(2) 5の許可を申請しようとする者は、(1)の説明会での意見等を踏まえ必要な措置を講じ、地域住民等の理解を得るよう努めなければならないこととした。

10 設置許可の基準

(1) 知事は、7により申請があつた場合において、当該申請に係る太陽光発電施設の設置が、次に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続が8及び9の規定に違反していないと認めるときは、設置許可をしなければならないこととした。

ア 太陽光発電施設により生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障を発生させるおそれがないと認められる規則で定める基準

イ 太陽光発電施設の敷地に関する法律、条例及びこれらに基づく命令の規定で規則で定めるものに適合することが確認できること。

(2) 知事は、設置許可に、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために必要な条件を付すことができることとした。

11 変更の許可

(1) 設置許可を受けた者は、7のAからキまでに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならないこととした。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでないこととした。

(2) (1)の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定める事項を記載した申請書に、規則で定める図面等を添付して、知事に提出しなければならないこととした。

(3) 設置許可を受けた者は、(1)ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

(4) 8から10までは、(1)の許可について準用することとした。ただし、知事が

特に必要がないと認める場合においては、8又は9は、準用しないこととした。

12 工事の届出

設置許可又は11の(1)の許可（以下「設置等許可」と総称する。）を受けた者は、当該設置等許可に係る太陽光発電施設の設置に係る工事に着手しようとするとき及び当該工事を完了したときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととした。当該工事を中止したとき及びその工事を再開したときも、同様とすることとした。

13 地位の承継等

(1) 設置等許可を受けた者から当該設置等許可に係る太陽光発電施設を譲り受けた者は、当該太陽光発電施設に係る当該設置等許可を受けた者の地位を承継することとした。

(2) 設置等許可を受けた者について相続、合併又は分割（その許可に係る太陽光発電施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該太陽光発電施設を承継した法人は、当該設置等許可を受けた者の地位を承継することとした。

(3) (1)及び(2)により、地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととした。

14 維持管理及び保守点検

(1) 設置等許可を受けた者は、規則で定める基準に基づき、当該設置等許可に係る太陽光発電施設の適正な維持管理を行わなければならないこととした。

(2) 設置等許可を受けた者は、設置等計画に従い、保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管その他の維持管理を行わなければならないこととした。

(3) 設置等許可を受けた者は、事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならないこととした。

15 廃止時の措置

設置等許可を受けた者は、太陽光発電施設を廃止するときは、設置等計画に基づき、当該太陽光発電施設の撤去等を行わなければならないこととした。

16 既存施設設置者

(1) 5又は6により太陽光発電施設の設置が規制されることとなった時において既に太陽光発電施設の設置に着手していることにより、当該規制の適用を受けない設置者（以下「既存施設設置者」という。）は、規則で定める基準に基づき、太陽光発電施設の保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管その他の維持管理を適正に行わなければならないこととした。

(2) 既存施設設置者は、設置等計画（維持管理等に関する計画に限る。）を作成し、公表するよう努めなければならないこととした。当該設置等計画を変更した場合も同様とすることとした。

(3) 既存施設設置者は、事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該太陽光発電施設の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければならないこととした。

(4) 既存施設設置者は、太陽光発電施設を廃止するときは、当該太陽光発電施設の撤去等を適正に行わなければならないこととした。

17 指導及び助言

知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な指導及び助言をすることができることとした。

18 報告の徴収及び立入検査

(1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置等許可を受けた者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他の必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に設置等許可を受けた者の事務所、太陽光発電施設その他関係場所に立ち入らせ、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。

(2) (1)の立入検査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととした。

(3) (1)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

19 勧告

- (1) 知事は、5、6又は11の(1)に違反して設置等許可を受けずに太陽光発電施設の設置に係る工事に着手した設置者又は21により設置等許可を取り消された設置者に対し、太陽光発電施設の設置に係る工事中止、太陽光発電施設の撤去その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができることとした。
- (2) 知事は、17の指導を受けた設置者(1)に規定する者を除く。)が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、当該指導に従うべきことを勧告することができることとした。

20 命令

- (1) 知事は、19の(1)の勧告を受けた設置者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該設置者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができるとした。
- (2) 知事は、19の(2)の勧告を受けた設置等許可を受けた者が正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告を講ずべきことを命ずることができるとした。

21 許可の取消し

知事は、設置等許可を受けた者が次のアからオまでのいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができることとした。

- ア 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けたとき。
- イ 10の(2)(11の(4)において準用する場合を含む。)により付された条件に違反したとき。
- ウ 20の(2)の命令に違反したとき
- エ 正当な理由なく設置等許可後一年以内に工事に着手しないとき。
- オ 11の(1)に違反して11の(1)に規定する許可を受けずに7のアからオまでに掲げる事項について変更を行ったとき。

22 公表

知事は、21により設置等許可を取り消したときは、当該設置等許可を取り消された設置者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)、住所及び当該取消しの原因となった事実を公表することができることとした。

23 市町村の条例との関係

(1) 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができることとした。

(2) (1)により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定めることとした。

24 その他

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

25 罰則

次のアからウまでのいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処することとした。

ア 5、6又は11の(1)に違反して設置等許可を受けないで太陽光発電施設の設置をした者

イ 偽りその他不正の手段により設置等許可を受けて太陽光発電施設の設置をした者

ウ 20の(1)の命令に違反した者

26 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、25の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して25の過料を科することとした。

27 施行期日等

(1) 令和五年十月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇新しい時代の地域資本主義に基づき活力ある持続可能な経済と社会の実現を図る 条例

1 前文

我が国は、第二次世界大戦後、世界に類を見ない経済発展を遂げ、世界有数

の経済大国となったが、バブル経済崩壊以降、長く経済の低成長と賃金低迷の時代にある。この間、市場任せ、株主偏重の従来型の資本主義のあり方が、将来に向けた成長投資の阻害、社会の中核を担う中間層の疲弊、都市と地方の地域間格差や気候変動問題などに見られる持続可能性への懸念など、市場だけでは解決できない多くの社会課題を生んだ。

これに加え、本県は大阪のベッドタウンとして発展してきた経緯から、地域に大きく依存した経済構造となっており、急激な高齢化や労働力人口の減少が顕著になる一方、本県で育った若者の働く場の確保が十分でないなど、成熟したベッドタウンにおける課題が顕在化してきている。

こうした諸課題の解決には、未来への視点と他者を思いやる精神が足りない従来型の資本主義から、長期的な視点と公益を志向する精神で地域経済の発展を目指す、新しい時代の地域資本主義へと価値観を転換することが求められている。

一方、本県を経由する中央新幹線の完成や大規模広域防災拠点の整備、京奈和自動車道の概成をはじめとする本県発展の屋台骨となる産業基盤が整う見込みであり、これを機に多くの雇用が生まれることが期待される。

また、大和平野中央田園都市構想においては、多様な人材、先進的な技術や情報が集まる新拠点を中心に、スタートアップや関連産業が集積し、奈良発のイノベーションの創出を目指す、新しいまちづくりが始まりつつある。

折しも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済の再生が求められる中、未来を見て他者を思いやる新しい時代の地域資本主義に基づき、官民が協働して、県民の暮らしの豊かさにつながる持続可能な経済社会システムを構築していかなければならない。

ここに、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興について、事業活動が持続的に発展し、その利益が働く人へと還元され、地域を構成する主体が公益を志向し、地域が将来にわたって発展する、商って良し、働いて良し、世間に良しの三方良しの奈良県を実現するための施策を積極的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、新しい時代の地域資本主義に基づく活力ある持続可能な経済及

び社会の実現に関し、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合かつ計画的に推進することにより、自立的に発展する社会経済構造への転換を図り、もって県民の豊かな暮らしと地域の持続的な発展に寄与することを目的とする」とした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 新しい時代の地域資本主義 長期的な視点及び公益への志向により、県民の豊かな暮らし及び地域の持続的な発展を目指す考え方をいう。

イ 事業者 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

ウ 関係団体等 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、金融機関、大学その他の研究機関等の事業者を支援する団体をいう。

エ イノベーション 科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出すことをいう。

4 基本理念

新しい時代の地域資本主義に基づく活力ある持続可能な経済及び社会の実現は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならないこととした。

ア 生産性の向上その他事業の持続的発展に資する活動によって得られた利益が、当該事業者の成長発展に投資されるほか、働く人及び地域社会へ還元されること。

イ 若者をはじめとする多様な人々から、起業、新たな就労その他の人生の第二の出発にふさわしい働く場として選ばれる地域をつくること。

5 県の責務

県は、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興に関する施策を体系化し、国、市町村、事業者及び関係団体等と連携して総合的かつ計画的に実施する責務を有することとした。

6 事業者の役割

事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとすることとした。

ア 自らの事業活動が地域の発展を支えているという誇りと新たな事業を創造する気概をもって、経営の革新、新たな付加価値を獲得できる事業の仕組みの構築、イノベーションの創出等による努力を価格に転嫁できる力を高めること。

イ 付加価値の高い優れた製品及び商品の生産若しくは販売又は役務の提供に必要な設備、人材、技術等への継続的な投資により生産性を向上させること。

ウ 県内外における製品及び商品の販路又は役務の提供の範囲の拡大を図り、県内外の需要に応じること。

エ 就労環境の整備、教育訓練及び様々な業務に挑戦する機会の提供により、事業活動における付加価値の創出を担う多様な人材の活躍を促すとともに、再び挑戦することを支援する組織風土を醸成すること。

7 関係団体等の役割

関係団体等は、基本理念にのっとり、事業活動が持続的に発展するよう、その支援に積極的に取り組むとともに、国、県及び市町村と連携して、事業活動による利益が働く人及び地域社会に還元される社会的気運の醸成に努めるものとする事とした。

8 県民の役割

県民は、基本理念にのっとり、事業者が果たす役割及び歴史と自然が豊かな本県の文化の価値を改めて認識し、県産の製品及び商品並びに県内の事業者が提供する役務の魅力を知るとともに、地域の発展のためには県内での消費の推進が不可欠であることについて、理解と関心を深めるよう努めるものとする事とした。

9 事業者が持続的に発展できる事業環境の実現

県は、事業者が持続的に発展できる事業環境を実現するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

ア 県内での消費の促進に必要な施策

イ 事業活動の環境の向上に資する産業基盤の整備及び企業誘致に必要な施策

ウ 事業者間の調達の活性化並びに県外への移出力及び国外への輸出力強化に必要な施策

エ 高い付加価値の獲得に資する労働生産性の向上に必要な施策

オ 知的資産を有効に活用した新たな付加価値を獲得できる事業の仕組みの創造に必要な施策

カ 大学その他の研究機関及び事業者の集積による新たな需要を獲得できるイノベーションの創出に必要な施策

キ 自然災害、感染症その他の脅威や困難に対する回復力の強化に必要な施策

10 働く人が働きやすい就労環境の実現

県は、全ての働く人にとって働きやすい就労環境を実現するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとした。

ア 事業活動による利益が働く人の賃金や就労環境の改善等に還元されるための環境整備に関する施策

イ 職業能力の開発及び向上の機会並びに学び直しのための教育の機会の提供等に関する施策

ウ 若者をはじめとする多様な人々を対象とした県内での起業への支援に関する施策

11 地域経済が持続的に発展できる社会の実現

県は、地域経済が持続的に発展できる社会を実現するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとした。

ア 事業活動による利益が働く人の賃金や就労環境の改善等に還元されることとが地域の発展につながるという社会的気運を醸成するために必要な施策

イ 地域を構成する主体による社会への貢献が地域活性化を促す仕組みの構築に関する施策

12 協議の場の設置

県は、基本的施策の推進に当たっては、地域における経済情勢に関する情報の共有その他の必要な事項について、国、市町村及び関係団体等との協議の場

を設けるものとする事とした。

13 基本計画の策定

知事は、基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を定めるものとする事とした。

14 財政上の措置

県は、基本理念に基づき、新しい時代の地域資本主義に基づく経済及び社会の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

15 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用により地域経済の発展及び生活の向上を図る条例

1 前文

土地は、人々の産業活動や生活の礎であり、土地政策の基本的役割は、経済の持続的な発展と質の高い生活の実現に資するよう、自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じた適正な管理と利用を確保することにある。

我が国においては、近世以降、土地は公のものとしてされてきたが、明治時代に個人所有を前提とした制度が敷かれ、現代においては個人の財産権が保障されるようになった。その結果、土地が公共の利害に係る特性を有しているにも関わらず、公共の利益のために土地を用いる意識が希薄化し、専ら土地の私有財産としての側面が強く意識されている状況にある。また、現在の土地に関する法制度の多くは人口増加と経済成長が両立した時代に整備された規制を基調としたものであり、人口減少社会に移行した地方の実情に即したものとなっていない。

一方、本県においては、貴重な歴史文化遺産や豊かな自然環境、良好な田園風景など比類のない風土や質の高い景観が受け継がれており、人口増加と経済成長が両立した時代には、これを守りつつ、主に大阪府のベッドタウンとして、住宅地の整備を中心に土地政策が展開されてきたところである。しかし、社会環境が大きく変容し人口減少や高齢化が進行する中で、空き家や耕作放棄地な

ど管理が十分に行き届かない土地が増加していることや、本県の持続的発展に向けて、高い効用の発揮が見込まれる土地の利用が低水準に留まっていることなど土地に関する新たな課題が顕在化しており、その対応が強く求められる。

このような状況に対処するためには、本県の実情に即した土地の管理と利用のあり方について県民等が理解し、土地所有者等その他の土地の管理と利用に係るすべての関係者がそれぞれの責務を果たすとともに、相互の協力の下、一般の取組を進め、本県の優れた風土及び景観を維持し、及び向上させつつ、脱ベッドタウンを図り、経済の自立と地域の持続的な発展を実現していく必要がある。

ここに、土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用の県全域への浸透を促し、地域経済の持続的な発展及び県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現を図るため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、土地の適正な管理、合理的な利用及びより効果的な利用（以下「土地の適正な管理等」という。）に関し、基本理念等を定め、土地所有者等、県及び県民等の責務並びに市町村等との連携及び協力について明らかにするとともに、土地の適正な管理等に関する施策の基本的な事項を定め、土地所有者等、近隣住民等、市町村等その他の土地の適正な管理等に係る関係者の協力の下、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の持続的な発展及び県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とすることとした。

3 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。

ア 土地所有者等 土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者をいう。

イ 近隣住民等 土地の近隣の住民、当該土地を区域に含む自治会その他の当該土地の適正な管理等に関わる者又は団体（これらの者が当該土地の土地所有者等である場合を除く。）をいう。

ウ 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）又は土地の適正な

管理等に関わる取組の推進を担う民間の団体その他の関係者をいう。

エ 県民等 県民又は土地の適正な管理等に関わる者若しくは団体をいう。

4 基本理念

(1) 土地の適正な管理等は、土地の所在する地域の諸条件に応じて、本県の優れた風土及び景観の維持及び向上並びに本県の経済的自立の推進を図り、もって地域の持続的な発展に資するよう、次に掲げる事項を基本理念として実現されなければならないこととした。

ア 土地の適正な管理は、周辺の住民の生命、身体及び財産への危害の発生並びに周辺地域の生活環境等への悪影響の発生を防止することを旨として行われること。

イ 土地の合理的な利用は、地域の価値の維持及び向上、地域経済の持続的な発展並びに県民が安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に資するよう、土地の所在する地域の諸条件に応じて、土地の効用を持続的に発揮することを旨として行われること。

ウ 土地のより効果的な利用は、土地のより高い効用の発揮が見込まれる場合に、若者の雇用の創出、にぎわいの創出等を通じて地域の持続的な発展を実現するため、土地所有者等及び近隣住民等の協力の下、土地の効用を更に発揮することを旨として行われること。

(2) 土地の適正な管理等は、土地の所在する地域の諸条件に応じて、土地所有者等、近隣住民等、関係機関等、市町村及び県が、当該地域の課題を踏まえた将来の地域のあり方及びまちづくりの方向性について認識を共有し、及び相互に協力しながら、行われなければならないこととした。

5 公共の福祉との適合

土地は、現在及び将来における県民のための限られた貴重な資源であること、県民の諸活動にとって不可欠の基盤であること、土地の管理及び利用が他の土地の管理及び利用と密接な関係を有するものであること等公共の利害に関する特性を有していることに鑑み、公共の福祉に適合するように、土地の特性に応じた管理及び利用がなされなければならないこととした。

6 土地所有者等の責務

(1) 土地所有者等は、4の基本理念及び5の公共の福祉との適合の考え方（以

下「基本理念等」と総称する。)のっとり、土地の適正な管理を行う責務を有することとした。

(2) 土地の所有者は、(1)の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるよう努めなければならないこととした。

(3) 土地所有者等は、基本理念等にとり、土地の合理的な利用を行うよう努めなければならないこととした。

(4) 土地所有者等は、県及び市町村が実施する土地の適正な管理等を実現するための施策に協力するよう努めるものとした。

7 県の責務

(1) 県は、基本理念等にとり、土地の適正な管理等を実現するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有することとした。

(2) 県は、(1)の責務を遂行するに当たっては、土地所有者等による適正な管理及び土地の合理的な利用の責務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、土地所有者等による責務の遂行が困難な場合には、近隣住民等による当該責務の遂行を補完する取組を推進するために必要な措置を講ずる責務を有することとした。

(3) 県は、土地のより高い効用の発揮が見込まれるときは、地域の持続的な発展を実現するため、土地のより効果的な利用に必要な措置を講ずるものとする事とした。

8 県民等の責務

県民等は、土地の適正な管理等の実現の重要性についての理解及び関心を深めるとともに、県が実施する土地の適正な管理等を実現するための施策に協力するよう努めるものとした。

9 市町村及び関係機関等との連携及び協力

県は、市町村及び関係機関等が土地の適正な管理等に関し重要な役割を有していることに鑑み、土地の適正な管理等を実現するための施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとする事とした。

10 土地の適正な管理等の実現

- (1) 県は、土地の適正な管理等を実現するため、市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、宅地、農用地、森林その他の土地の区分に応じた管理の水準についての県民等への周知、土地所有者等及び近隣住民等に対する相談体制及び支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとしたこととした。
- (2) 県は、土地の合理的な利用を実現するため、市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、宅地、農用地、森林その他の土地の区分に応じた生産性の向上に資する取組等に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとしたこととした。

- (3) 県は、土地の効用を更に発揮する、土地のより効果的な利用を実現するため、土地の利用に係る計画の策定及び実施の仕組みの構築、当該仕組みの普及促進その他の必要な施策を講ずるものとしたこととした。

11 相談体制及び支援体制の整備

- (1) 県は、土地の適正な管理等を実現するため、市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、市町村等による土地所有者等及び近隣住民等からの相談に応じる体制の整備を促進するものとしたこととした。

- (2) 県は、(1)の実効性を確保するため、市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、土地所有者等及び近隣住民等に対する包括的かつ継続的な支援を行う体制を整備するものとしたこととした。

12 土地利用等地域計画の策定

- (1) 県は、将来においてより高い効用の発揮が特に見込まれる土地に関し、区域区分に関する都市計画（都市計画法に規定する区域区分に関する都市計画をいう。）の案の作成その他の土地のより効果的な利用を推進する施策を実施するに当たっては、土地利用等地域計画を策定するものとしたこととした。
- (2) 県は、土地利用等地域計画を策定する場合は、(1)の施策に関係がある土地所有者等その他の当該土地の適正な管理等に関わる者又は団体との協議の場を設けるものとしたこととした。

- (3) 土地利用等地域計画が策定された場合は、土地利用等地域計画に係る地域の土地の利用に係る関係者は、土地利用等地域計画に基づく取組に協力するよう努めるものとしたこととした。

(4) 県は、市町村が土地に係る地域課題の解決のために土地利用等地域計画を策定する場合にあっては、当該市町村に対して必要な支援を行うものとする
こととした。

13 土地の適正な管理等に関する情報の収集等

県は、土地の適正な管理等の実現に資するため、土地の適正な管理等の状況について、情報を収集し、及び分析し、定期的に発信するものとする
こととした。

14 県民等の理解の増進

県は、土地の適正な管理等の実現の重要性について、県民等の理解を深め、その協力を得られるよう、市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする
こととした。

15 人材の確保及び育成

県は、土地所有者等、近隣住民等、関係機関等及び市町村との適切な役割分担を踏まえ、土地の適正な管理等を実現するための取組を継続的に担う人材の確保及び育成のために必要な施策を講ずるものとする
こととした。

16 土地の適正な管理等に関する実施方針

(1) 知事は、土地の適正な管理等を実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための実施方針（以下「実施方針」という。）を定めなければならない
こととした。

(2) 知事は、実施方針を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県国土利用計画審議会の意見を聴かなければならない
こととした。

(3) 知事は、実施方針を定めたときは、これを公表しなければならない
こととした。

(4) (2)及び(3)は、実施方針の変更について準用することとした。

17 市町村に対する支援

県は、市町村が実施する土地の適正な管理等を実現するための施策を支援するため、当該市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする
こととした。

18 施策の効果の検証等

知事は、この条例に基づき県が講じた土地の適正な管理等を実現するための

施策について、奈良県国土利用計画審議会に意見を聴いて、その効果の検証等を行うものとする事とした。

19 財政上の措置

県は、土地の適正な管理等を実現するための施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

20 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。